

証券コード4389
2022年6月7日

株 主 各 位

東京都港区浜松町一丁目30番5号
プロパティデータバンク株式会社
代表取締役社長 武 野 貞 久

第22期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルスの感染拡大防止および株主様の安全の観点から、本年株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことにいたしました。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご送付ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において、賛否をご入力 of うえ、2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使ください。

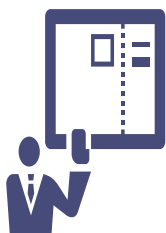
敬 具

記

1 日 時	2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都港区浜松町二丁目3番1号 日本生命浜松町クレアタワー 6階 浜松町コンベンションホール&Hybridスタジオ 会議室1 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
4 議決権行使のご案内	次頁記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- ◎本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ◎当社では、会場受付の所定の場所に、アルコール消毒液を設置するなど、衛生環境の維持に最大限努めてまいります。株主総会にご参加いただく株主様におかれましても、可能な限り、マスク着用などの感染予防にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。
- ◎本総会においては、感染防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）の説明は省略させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ホームページ（アドレス <https://www.propertydbk.com/ir/meeting.html>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月22日（水曜日） 午後5時30分到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月22日（水曜日） 午後5時30分入力完了分まで</p>	 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日時</p> <p>2022年6月23日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>
--	--	---

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX
XXXXXXXXXX

基本日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
見本
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXXX

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1、2号議案**
- 賛成の場合 >> **【賛】** の欄に〇印
 - 反対する場合 >> **【否】** の欄に〇印
- 第3、4号議案**
- 全員賛成の場合 >> **【賛】** の欄に〇印
 - 全員反対する場合 >> **【否】** の欄に〇印
 - 一部の候補者に反対する場合 >> **【賛】** の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

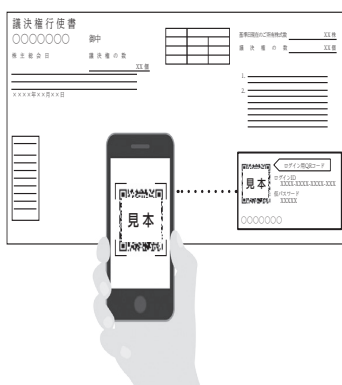
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

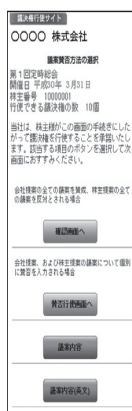
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

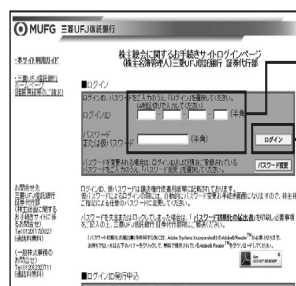
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

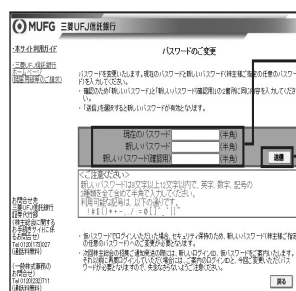
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けております。経営基盤の強化及び積極的な事業展開のための内部留保を確保しつつ、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主の皆様に対する利益還元を検討することを配当の基本方針としております。この基本方針に基づき、当期の期末配当は以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金**16円00銭**といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は**92,683,968円**となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月24日といたしたいと存じます。

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>（削 除）</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(附則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第16期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関して、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、第16期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関して、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条</u> 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。「以下、本議案において同じ。」）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	いた や とし まさ 板 谷 敏 正	代表取締役会長	再任
2	たけ の さだ ひさ 武 野 貞 久	代表取締役社長	再任
3	おお た たけし 大 田 武	常務取締役	再任
4	ほり の うち は る よ 堀之内 はる代	取締役	再任

再任 再任取締役候補者



候補者番号

1

いたや
板谷

としまさ
敏正

(1963年4月24日生)

再任

[略歴、当社における地位及び担当]

1989年4月 清水建設株式会社入社
2000年10月 当社設立 代表取締役社長
2021年4月 株式会社丹青社 社外取締役 (現任)
2022年4月 当社代表取締役会長 (現任)

[重要な兼職の状況]

株式会社丹青社 社外取締役

所有する当社の株式数

536,817株

在任年数

21年8カ月

取締役会出席状況

14/14回

取締役候補者とした理由

2000年10月の当社設立以来、代表取締役として当社の経営の指揮を執り、当社企業価値の向上に貢献しております。今後も同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号

2

たけの さだひさ

武野 貞久 (1966年10月15日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1992年 4月	清水建設株式会社入社	2015年 4月	当社営業本部長
2003年10月	当社入社	2018年 6月	当社専務取締役
2005年 5月	当社S I事業部長	2020年 9月	当社営業本部長
2007年 6月	当社取締役	2020年10月	当社クラウド事業本部管 掌、クラウド事業本部長
2011年 6月	当社常務取締役	2021年 6月	当社取締役副社長
2014年 4月	当社営業本部管掌、ソリュ ーション事業本部、プロバ イダー事業本部管掌	2022年 4月	当社代表取締役社長（現 任）

所有する当社の株式数

86,752株

在任年数

15年

取締役会出席状況

14/14回

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません

取締役候補者とした理由

2003年に入社して以来、当社全体の成長をけん引しております。取締役就任以来、当社の営業を統括する分野に特に尽力し、クラウド事業本部の責任者として当社の企業価値向上に貢献しております。今後も同氏の豊富な経験と高い見識により、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



候補者番号

3

おおた たけし
大田 武

(1969年7月14日生)

再任

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

所有する当社の株式数

92,436株

在任年数

14年

取締役会出席状況

14/14回

【略歴、当社における地位及び担当】

1993年4月	株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	2015年4月	当社経営企画部、業務管理部管掌
2006年10月	当社入社 企画管理部長	2015年9月	当社法務・コンプライアンス部管掌
2007年6月	当社執行役員	2019年6月	当社常務取締役（現任）
2008年6月	当社企画管理本部長	2020年10月	当社企画管理本部管掌、企画管理本部長
2008年6月	当社取締役	2021年10月	プロパティデータサイエンス株式会社 代表取締役社長（現任）
2010年4月	当社プロバイダーマネジメント本部長	2022年4月	当社管理本部管掌（現任）
2011年4月	当社営業本部長		

【重要な兼職の状況】

プロパティデータサイエンス株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

金融及び不動産投資に関する業務知識を有し、管理本部の責任者として事業戦略を推進しております。今後も同氏の豊富な経験と高い見識により、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。



候補者番号

4 ほりのうち はるよ
堀之内 はる代 (1968年4月30日生)

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1990年4月	株式会社日本興業銀行(現株式会社みずほ銀行) 入行	2019年6月	当社取締役(現任)
2003年10月	当社入社	2019年6月	当社ソリューション事業本部管掌
2007年10月	当社営業ソリューション本部アセットソリューション部長	2020年10月	当社クラウド事業本部副本部長、クラウド事業本部プロジェクト推進部、SaaS開発部担当
2011年4月	当社ソリューション事業本部ソリューション部長	2021年6月	当社クラウド事業本部長(現任)
2013年4月	当社ソリューション事業本部部長	2022年4月	当社クラウド事業本部管掌(現任)

所有する当社の株式数

7,865株

在任年数

3年

取締役会出席状況

14/14回

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません

取締役候補者とした理由

当社入社以来、卓越した営業実績を上げ、当社サービスに精通した企画力、高い統率力で当社の事業拡大に貢献しております。今後も同氏の豊富な経験と高い見識により、更なる成長と企業価値向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式数」については、2022年3月31日時点のものであります。
3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は取締役(社外取締役を含む)全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、取締役がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償されることとなります。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た、犯罪行為、不正行為などに起因して生じた損害は補償の対象としないこととしております。

第4号議案**監査等委員である取締役2名選任の件**

監査等委員である取締役鍋木耕三氏および小田島芳氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位
1	かぶら ぎ こう ぞう 鍋 木 耕 三	再任 社外
2	お だ しま ろう 小 田 島 芳	再任 社外

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者



候補者番号

1

かぶらぎ
鏑木

こうぞう
耕三

(1949年10月11日生)

再任

社外

【略歴、当社における地位及び担当】

1973年 4月	オリエン特・リース株式会社 (現オリックス株式会社) 入社	2009年 3月	オリックス銀行株式会社 常勤監査役
2002年 1月	オリックス・コモディティーズ株式会社 代表取締役社長	2015年 6月	当社監査役
		2016年 4月	当社常勤監査役
		2016年 6月	当社取締役 (常勤監査等委員) (現任)
2008年 4月	オリックス証券株式会社 取締役専務執行役員 管理本部長		

所有する当社の株式数

一株

在任年数

7年

取締役会出席状況

14/14回

【重要な兼職の状況】

重要な兼職はありません

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

鏑木耕三氏は、社外取締役 (常勤監査等委員) として、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしていただいております。これらの実績と過去にオリックスグループの役員として管理部門の業務を担当し、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有していること、またオリックス銀行株式会社にて常勤監査役として務めた経験も有していることを踏まえ、監査等委員として当社の業務執行を監督するのに適切な人材と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者としたしました。



候補者番号

2 おだしま ろう 小田島 労 (1955年1月15日生)

再任 社外

【略歴、当社における地位及び担当】

1978年 4月	ヤマハ発動機株式会社入社	2004年 7月	同社取締役
1986年11月	日本ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン (現PwCコンサルティング Strategy &) 入社	2020年 4月	協栄IT&ビジネスサービス株式会社 取締役 (現任)
1991年 7月	株式会社NTTデータ経営研究所入社	2020年 4月	株式会社夢テクノロジー顧問
		2020年 6月	当社取締役 (現任)
		2021年 4月	協栄IT&ビジネスサービス株式会社代表取締役副社長 (現任)

所有する当社の株式数

一株

在任年数

2年

取締役会出席状況

14/14回

【重要な兼職の状況】

協栄IT&ビジネスサービス株式会社代表取締役副社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小田島労氏は、株式会社NTTデータ経営研究所においてITを中心に据えた戦略・政策立案コンサルティングなど、経営管理やIT分野に関する豊富な経験と見識を有しております。加えて取締役として会社経営についての経験も有しております。これらを踏まえ、監査等委員として当社の業務執行を監督するのに適切な人材と判断し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者鎌木耕三氏及び小田島芳氏は社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除きます。）ではなく、過去10年間にこれらに該当していたこともありません。
4. 取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除きます。）の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
5. 取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
6. 当社は鎌木耕三氏及び小田島芳氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償されることとなります。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た、犯罪行為、不正行為などに起因して生じた損害は補償の対象としないこととしております。取締役候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 鎌木耕三氏は過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
9. 当社は鎌木耕三氏及び小田島芳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

(提供書面)

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 | 会社の現況 |

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は不動産・施設の運用管理を支援するクラウドサービス「@プロパティ」を不動産に関わる様々な業種や業態の企業に提供しており、不動産投資運用会社（REIT、ファンド）、多数の不動産を所有する一般事業会社等、厚い顧客基盤を背景に当社クラウドサービスは着実にその事業規模を拡大させております。新型コロナウイルス感染症拡大については、依然先行き不透明な状況が継続しているものの、当社ターゲット市場においては一時的に控えていたIT投資が回復傾向にある等、環境の変化が見られます。

当期においては、当社初の子会社となるプロパティデータサイエンス株式会社を、ゲンダイエージェンシー株式会社、株式会社山岸工務店と共同出資により設立いたしました。子会社化により、データサイエンス事業の更なる拡大と成長を加速させております。2022年1月には、株式会社フジテクノス（現：プロパティデータテクノス株式会社）の発行済全株式を取得するための株式譲渡契約を締結いたしました。同社は、不動産関連文書のデジタル化に関する豊富な経験と高い技術を有しております。これらの子会社化により、顧客の事業を根幹から支える「不動産DXプラットフォーム」の一層の推進に貢献することが期待できると考えております。

また、今後さらなる事業拡大が見込まれることから、本社移転および大阪ワークプレイス開設を決定いたしました。本社移転により、同一フロアで機能集約し、生産性のさらなる向上を図ります。また、大阪ワークプレイス開設により、近年の西日本エリアでの大型案件受注の増加に積極的に対応し、顧客対応力の更なる強化を目指します。

この結果、当期の売上高は2,249,603千円(前期比 83,714千円増、3.9%増)、営業利益は649,120千円(前期比 144,954千円増、28.8%増)、経常利益は652,291千円(前期比132,531千円増、25.5%増)、当期純利益は448,883千円(前期比 98,100千円増、28.0%増)と、前期に比べ増収増益となり、創業来最高益を達成いたしました。

なお、当社は「@プロパティ」を国内中心に事業展開する単一セグメントであるため、売上高の概要をサービス別に記載しております。

(クラウドサービス)

ストック型売上であるクラウドサービスの売上高は1,406,238千円（前期比 143,035千円増、11.3%増）となりました。

(ソリューションサービス)

フロー型売上であるソリューションサービスの売上高は843,364千円（前期比 59,321千円減、6.6%減）となりました。

サービス別売上高

事業区分	第21期 (2021年3月期) (前事業年度)		第22期 (2022年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
クラウドサービス	1,263,203千円	58.3%	1,406,238千円	62.5%	143,035千円	11.3%
ソリューションサービス	902,685	41.7	843,364	37.5	△59,321	△6.6
合計	2,165,888	100.0	2,249,603	100.0	83,714	3.9

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は285,315千円で、その主なものはクラウドサービスのためのソフトウェアです。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2021年11月22日付でデータサイエンス事業を当社の子会社であるプロパティデータサイエンス株式会社に事業譲渡いたしました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2021年10月1日付で、プロパティデータサイエンス株式会社をゲンダイエージェンシー株式会社、株式会社山岸工務店と共同出資により設立いたしました。

また、2022年1月31日付で、株式会社フジテクノスの発行済全株式を取得するための株式譲渡契約を締結いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2019年3月期)	第 20 期 (2020年3月期)	第 21 期 (2021年3月期)	第 22 期 (当事業年度) (2022年3月期)
売 上 高(千円)	1,617,482	1,844,133	2,165,888	2,249,603
経 常 利 益(千円)	295,036	319,661	519,759	652,291
当 期 純 利 益(千円)	209,150	217,269	350,782	448,883
1 株当たり当期純利益 (円)	37.12	37.03	60.68	77.52
総 資 産(千円)	2,251,118	2,464,286	2,727,729	3,192,362
純 資 産(千円)	1,757,161	1,894,617	2,108,664	2,497,513
1 株当たり純資産額 (円)	298.62	322.57	364.61	431.14

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

2. 当社は、2018年3月29日開催の取締役会決議に基づき、2018年4月18日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。また、2019年2月27日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これらに伴い、第19期(2019年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、今後も成長拡大が予想されておりますが、以下を事業拡大のための対処すべき重要な課題と認識しております。

① 案件営業力及び執行力の増強

a. 営業力の強化

案件獲得には、顧客業務の現状及び問題点を理解し、その解決方法を的確に示す提案型営業を推進する必要があります。

提案型営業を可能とする営業担当の力量の例として、REIT・ファンド市場における最新の不動産投資業務への精通、一般事業会社等における多様化する企業不動産（CRE）戦略への理解、労働集約的な作業実態に起因した業務の非効率性に関する洞察等を挙げることができます。多くの営業担当が有すべき、これら力量の向上は、安定的な案件獲得と当社の事業拡大にとって不可欠であると考えております。そのため、上記の業界及び業務に精通した営業担当を育成するため社内勉強会や外部セミナーを利用し、営業力の強化を図ってまいります。

b. 案件執行力の強化

受注したソリューション案件を確実に消化し、売上計上するための執行力が必要と考えております。現在、ソリューション案件に係る人材は、最大のパフォーマンスを発揮し、案件執行において問題は発生してはおりませんが、案件は増加傾向にあり、将来的には、開発部門の人員の更なる能力向上やアウトソーシングの利用等に拠るソリューション案件の執行力強化を図ってまいります。

② 「@プロパティ」の競争力の維持・向上

当社は、REIT・ファンド市場及び一般事業会社等における業界標準システムとしての地位を確立するため、費用対効果を見極めながらプロモーション活動の実施、またAI等の先端技術の導入も含めたサービスラインナップの充実に努め、「@プロパティ」の競争力の維持・向上を図ってまいります。

③ ガバナンス体制の維持・向上

当社は、現在の人員構成に応じた内部管理体制や業務執行体制を構成しておりますが、業容拡大に備え、今後一層の企業成長を果たすために、コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンスの充実に取り組む必要があると考えております。そのために、更なる内部統制の強化、情報セキュリティマネジメント及び事業継続マネジメントを内部統制委員会、情報セキュリティ委員会、事業継続委員会活動により継続的に取り組み、事業活動により生じるリスクをコントロールし、業務体制の強化を図ってまいります。

④ 人材の充実

組織力、商品力、営業力を高める上で、組織を構成する一人ひとりのレベルアップが不可欠であります。このため当社では、継続的な採用活動及びプロジェクトマネージャー等の専門性を有するスペシャリストとしての力量獲得に向けた社内教育を推進し、事業を更に拡大できる組織体制の強化に取り組めます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

区 分	内 容
クラウドサービス	・不動産・施設の運用管理に関するクラウドサービス事業 ・不動産・施設の運用管理に関する情報管理・分析業務
ソリューションサービス	・クラウドサービスに関するシステムインテグレータ業務

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

本 社	東京都港区浜松町一丁目30番5号
-----	------------------

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
55 (4) 名	13名減 (-)	42.8歳	7.6年

(注) 従業員数は就業員数であり、従業員兼務役員を含んでおります。また、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2022年3月22日付をもって、本社を東京都港区浜松町一丁目30番5号に移転いたしました。

2 | 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 17,976,000株

(2) 発行済株式の総数 5,932,500株

(注) 新株予約権の行使により、発行済株式総数は4,200株増加しております。

(3) 株主数 1,980名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
清水建設株式会社	1,411,200株	24.36%
株式会社ケン・コーポレーション	735,000	12.69
板谷 敏正	536,817	9.27
高橋 秀樹	390,400	6.74
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY FOR STATE STREET BANK INTERNATIONAL GMBH, LUXEMBOURG BRANCH ON BEHALF OF ITS CLIENTS: CLIENT OMNI OM 2 5	162,224	2.80
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON T R E A T Y	156,800	2.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	148,900	2.57
寺田 英司	147,000	2.54
Goldman Sachs Bank Europe SE, Luxembourg Branch	136,100	2.35
PERSHING-DIV. OF DLJ SECS. CORP.	134,700	2.33

(注) 1. 当社は、自己株式139,752株を所有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2. 持株比率は自己株式 (139,752株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員を除く）	4,458株	4名
社外取締役（監査等委員を除く）	－	－
監査等委員である取締役	－	－

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (5)取締役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

3 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4 | 会社役員 の 状況 |

(1) 取締役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	板谷 敏正	株式会社丹青社 社外取締役
取締役副社長	武野 貞久	クラウド事業本部管掌
常務取締役	大田 武	企画管理本部管掌 企画管理本部長委嘱 プロパティデータサイエンス株式会社 代表取締役社長
取締役	堀之内 はる代	クラウド事業本部長委嘱
取締役 (常勤監査等委員)	鎬木 耕三	
取締役 (監査等委員)	小田島 芳	協栄IT&ビジネスサービス株式会社 代表取締役副社長
取締役 (監査等委員)	星野 道人	

- (注) 1. 取締役鎬木耕三氏、小田島芳氏及び星野道人氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役鎬木耕三氏は金融機関の財務部門に在籍し、財務業務に携わった経験から、財務及び会計に関する高い知見を有しております。
3. 2021年6月24日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって、越沼孝夫氏は取締役を辞任いたしました。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。
5. 当社は、取締役鎬木耕三氏及び小田島芳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
武野 貞久	専務取締役 クラウド事業本部管掌 クラウド事業本部長委嘱	取締役副社長 クラウド事業本部管掌	2021年6月24日
堀之内 はる代	取締役 クラウド事業本部副本部長委嘱 クラウド事業本部 プロジェクト推進部、SaaS開発部担当	取締役 クラウド事業本部長委嘱	2021年6月24日
大田 武	－	プロパティデータサイエンス株式会社 代表取締役社長	2021年10月1日
板谷 敏正	－	プロパティデータサイエンス株式会社 取締役	2021年10月1日

7. 当事業年度末日の翌日以降における取締役の地位、担当及び重要兼職の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
板谷 敏正	代表取締役社長	代表取締役会長	2022年4月1日
武野 貞久	取締役副社長 クラウド事業本部管掌	代表取締役社長	2022年4月1日
大田 武	常務取締役 企画管理本部管掌 企画管理本部長委嘱	常務取締役 管理本部管掌	2022年4月1日
堀之内 はる代	取締役 クラウド事業本部長委嘱	取締役 クラウド事業本部管掌 クラウド事業本部長委嘱	2022年4月1日
堀之内 はる代	－	プロパティデータテクノス株式会社 取締役	2022年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役鎌木耕三氏、小田島芳氏及び星野道人氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は取締役（社外取締役を含む）全員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により、取締役がその地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を補償されることとなります。ただし、被保険者が違法に利益又は便宜を得た、犯罪行為、不正行為などに起因して生じた損害は補償の対象としないこととしております。

(5) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	106,015	84,330	17,750	3,934	5
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	20,685 (20,685)	20,685 (20,685)	- (-)	- (-)	4 (4)
合 計 （うち社外取締役）	126,700 (20,685)	105,015 (20,685)	17,750 (-)	3,934 (-)	9 (4)

(注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第16期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております。また、別枠で2020年6月25日開催の第20期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬総額は年額30,000千円以内と決議いただいております。

2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第16期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

3. 取締役（監査等委員を除く）及び監査等委員である取締役の基本報酬の総額には、当期に計上した役員退職慰労引当金の繰入額3,667千円を含み、従業員兼務役員の従業員分給与等を含んでおります。

② 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2021年6月24日開催の第21期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 1名 159千円

(金額には、上記①において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金繰入額として、取締役1名 159千円が含まれております。)

③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、売上高及び経常利益の事業計画の達成状況により支給額を決定しております(役位に応じて定められた基準額の0~100%の範囲で変動)。

売上高を指標として選択した理由は、中長期的な企業価値の向上に向けて事業規模の拡大を図っている当社において、取締役が果たすべき業績責任を表す重要な指標であり、また客観性及び透明性を担保できるものと判断したためです。

経常利益を指標として選択した理由は、営業活動や事業全体の成果を表していることから取締役が果たすべき業績責任を表す重要な指標であり、また客観性及び透明性を担保できるものと判断したためです。

当事業年度の売上高及び経常利益の実績は、1.(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況に記載のとおりです。

④ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「⑥役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2.株式の状況(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

⑤ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員を除く)の金銭報酬の額は、2016年6月21日開催の第16期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております(従業員兼務役員の従業員分給与等は含まれておりません)。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、4名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2020年6月25日開催の第20期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の報酬限度額は年額30,000千円、普通株式の総数は年34,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は、5名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月21日開催の第16期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名です。

⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員報酬制度を制定しており、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次のとおり決議しております。

なお、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等は、当該決定方針を反映した規程及び役員報酬制度に基づき決定することで恣意性を排除しております。また、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬等を取締役会が決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 役員報酬ポリシー

当社は、報酬に関する考え方を共有し、経営戦略と一貫した報酬制度の導入を目的とし、以下の役員報酬ポリシーを策定しております。

役員報酬ポリシー

- ・当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- ・株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること
- ・企業理念を実践する優秀な人材を取締役として登用できる報酬とすること
- ・短期業績のみならず、中長期業績との連動にも配慮したものであること
- ・株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系であること

ロ. 報酬構成

取締役（監査等委員を除く）の役員報酬は、固定報酬である基本報酬、業績に応じて変動する業績連動報酬、中長期の株価向上への動機づけとリテンションを目的に一定期間の在籍を条件に支給する譲渡制限付株式報酬で構成しております。

a. 基本報酬、業績連動報酬

・基本報酬

同業種(同業種、同規模等のベンチマーク対象企業群)の役員の基本報酬水準等を参考に、各役員の役位に応じて決定しております。

・業績連動報酬

売上高及び経常利益の事業計画の達成状況により支給額を決定しております（役位に応じて定められた基準額の0～100%の範囲で変動）。

売上高を指標として選択した理由は、中長期的な企業価値の向上に向けて事業規模の拡大を図っている当社において、取締役が果たすべき業績責任を表す重要な指標であり、また客観性及び透明性を担保できるものと判断したためです。

経常利益を指標として選択した理由は、営業活動や事業全体の成果を表しているこ

とから取締役が果たすべき業績責任を表す重要な指標であり、また客観性及び透明性を担保できるものと判断したためです。

当事業年度の売上高及び経常利益の実績は、1. (2)直前3事業年度の財産及び損益の状況に記載のとおりです。

b. 譲渡制限付株式報酬

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2016年6月21日開催の第16期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議いただいております（従業員兼務役員の従業員分給与等は含まれておりません）。

また、上記金銭報酬とは別枠で、2020年6月25日開催の第20期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の報酬限度額は年額30,000千円、普通株式の総数は年34,000株以内と決議いただいております。

役位に応じた種類別報酬割合は下表のとおりです。

役 位	役員報酬の構成比 (注) 1			合 計
	基本報酬 (注) 2	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役会長	72.5%~75.5%	18.9%~21.1%	5.7%~6.3%	100.0%
取締役社長	72.9%~75.5%	18.9%~20.8%	5.7%~6.3%	
取締役副社長	72.5%~75.5%	18.9%~21.1%	5.7%~6.3%	
専務取締役	71.9%~75.5%	18.9%~21.6%	5.7%~6.5%	
常務取締役	71.1%~75.5%	18.9%~22.2%	5.7%~6.7%	
取締役（監査等委員を除く）(注) 3	70.2%~75.8%	19.0%~23.4%	5.2%~6.4%	

(注) 1. 基本報酬は該当の役位における上限から下限値であり、かつ業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬の支給額について、当社が定める基準額100%分を支給した場合のモデルであり、当社の業績の変動等に応じて上記割合も変動します。

2. 基本報酬には、退職慰労金（当事業年度に計上する役員退職慰労金繰入額）を含んでおります。

3. 従業員兼務役員の従業員分給与等を含んでおります。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

- ⑧ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役小田島芳氏は、協栄IT&ビジネスサービス株式会社の代表取締役副社長であります。協栄IT&ビジネスサービス株式会社と当社との間に特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（常勤監査等委員） 鏑木 耕三	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、常勤監査等委員として全てに出席、また、監査等委員会15回の全てに出席しました。 独立した立場から、経営陣による業務執行の監督並びに経営監督を通じて経営陣と協働していく役割を期待する中、金融機関役員として経営に携わった経験から経営全般並びに財務及び会計に関する知見を有しており、有識者として専門的見地からの発言を適宜行っております。
社外取締役（監査等委員） 小田島 芳	当事業年度に開催された取締役会14回のうち、監査等委員として全てに出席、また、監査等委員会15回の全てに出席しました。 独立した立場から、経営陣による業務執行の監督並びに経営監督を通じて経営陣と協働していく役割を期待する中、ITコンサルティング企業役員として経営に携わった経験から経営管理やIT分野における知見を有しており、有識者として専門的見地からの発言を適宜行っております。
社外取締役（監査等委員） 星野 道人	2021年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回のうち、監査等委員として11回に出席、また、監査等委員会10回のうち9回に出席しました。 独立した立場から、経営陣による業務執行の監督並びに経営監督を通じて経営陣と協働していく役割を期待する中、総合不動産会社役員として経営に携わった経験から経営管理や不動産管理における知見を有しており、有識者として専門的見地からの発言を適宜行っております。

5 | 会計監査人の状況 |

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「行動憲章」を制定し、法令遵守をはじめとする、企業倫理の徹底に取り組みます。
- ・取締役及び従業員による「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」の徹底と実践的運用を行うため、定期的に教育・研修を実施します。
- ・全社のコンプライアンスを推進するためコンプライアンス担当役員を選任し、コンプライアンス委員会を設置します。
- ・法令違反に該当する行為の早期発見や是正を目的とした「内部通報規程」に基づき、社内からの通報に対する適正な処理の仕組みを構築し、運用します。
- ・経営全般にわたる運営管理の制度及び業務の執行状況を評価・検証するため、内部監査体制を整備します。
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。社内体制の整備としては、「行動憲章」に反社会的勢力排除の基本方針を明記するとともに、「反社会的勢力排除規程」を制定し、コンプライアンス委員会による教育・研修の実施、啓発活動に努めます。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、法令、定款、及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い文書(紙又は電磁的媒体)に記録して適切に保管・管理する体制を整備します。取締役はこれらの文書を閲覧することを可能とします。当該文書は、株主総会議事録、取締役会議事録、これらの議事録の添付書類、稟議書類、各種契約書類、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書とします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制は、予見可能なリスクを未然に防止するには各部門間の情報連携が必須との観点から、毎月開催される取締役会において検討・対応を協議し、迅速かつ的確な対応を講じます。更に重要な事項については、適時に取締役会を開催し、協議、対応を講じることをリスク管理体制の基本とします。

- ・不測の事態が発生した場合に備え、事業継続委員会を設置します。また、従業員と家族の安全確保、顧客の情報を安全かつ正確に保管し、できる限りサービスを継続するように事業継続に関する基本方針を制定します。
- ・企業倫理及び法令遵守の観点からは、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備を推進します。
- ・個人情報を始めとする情報セキュリティに関するリスクについては、情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティリスクを管理し、継続的にリスクの回避や軽減を実践し、情報セキュリティの維持、向上を図ります。
- ・財務報告の信頼性に係るリスクに関しては、内部統制委員会を設置し、リスクの予防・発見・是正処置を行う仕組みを構築します。
- ・製品・サービスの品質に関するリスクについては、品質マネジメント会議を設置し、品質マネジメント体制を推進します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定し、達成すべき目標を明確化します。
- ・その目標に向けて合理的かつ効率的に職務を執行するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の経営基本諸規程の中に責任者並びにその職務の範囲及び責任権限を定めます。
- ・取締役会は少なくとも月に1回以上開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り会社の重要事項を決議するとともに、各取締役の職務執行を監督します。

⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・経営管理部内に子会社統括担当を設置します。また、子会社ごとに主管を定め、主管が「関係会社管理規程」に従い、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して業務の適正を確保します。
- ・当社が子会社を通じて間接的に保有する子会社に関しては、原則として、当社が直接保有する子会社をして経営管理及び経営指導にあたらせることにより、本基本方針に基づく業

務の適正が確保されるように努めます。

- ・子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮の上、原則として、子会社ごとに、当社の事前承認を要する事項や当社への報告を要する事項を取決めます。
- ・子会社の事業内容・規模、上場／非上場の別等を考慮の上、リスクカテゴリー毎にグループ内での管理対象会社を選定し、グループ全体のリスクを管理します。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューします。
- ・連結ベースにて経営計画を策定し、当該経営計画の達成のため子会社の経営指導にあたるとともに、当社よりグループファイナンス等の機能の提供を通じた支援を実施します。
- ・各子会社に対して原則として取締役及び監査役を派遣し、当該取締役及び監査役が各子会社における職務執行の監督・監査を行うことにより、子会社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合するように努めます。
- ・コンプライアンス体制の整備につき指針を示し、当該事項の実施状況につき定期的なモニター・レビューを実施するとともに、必要に応じて子会社における教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努めます。
- ・子会社の業務活動全般も内部監査室による内部監査の対象とします。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を求めた場合は、内部監査部門においてこれを補助します。なお、監査等委員会を補助すべき取締役は置かないものとします。
- ・内部監査部門の従業員の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するように努めます。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

- ・代表取締役及び業務執行取締役は、毎月開催される取締役会において、随時その担当する業務の執行について報告を行います。
- ・取締役及び従業員は、監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、迅速かつ適切に対応します。
- ・取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実

が発見された場合には、「取締役会規程」、「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」の定めに従い、直ちに監査等委員会に対して報告を行うこととします。

- ⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」において、取締役及び従業員が監査等委員会に直接報告できるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止することを定め、その旨を周知します。

- ⑨ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による監査等委員会への報告体制等

- ・子会社の取締役及び監査役は、当社の監査等委員会に対して、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができます。
- ・コンプライアンス担当部署は、子会社の役職員から報告された、当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等の概要について、定期的に当社監査等委員会に対して報告します。
- ・上記により監査等委員会に対して報告を行った者に対する不利益取扱いを禁止し、十分周知します。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- ・監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要な場合を除き、その費用を負担します。

⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員会は、代表取締役及び業務執行取締役と定期的に意見交換の機会を設けます。
- ・ 常勤の監査等委員は、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、情報セキュリティ委員会等へ出席し、インシデント等情報の共有を行います。
- ・ 監査等委員会は、会計監査人から監査計画及び監査結果の報告を受ける等の連携を図ります。
- ・ 内部監査部門長は、監査等委員会と監査情報の緊密な連携を保ち、内部監査結果を監査等委員会及び代表取締役へ報告することとします。

⑫ 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、透明かつ健全な企業経営を実践するため、財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、有効な内部統制体制の整備・運用・維持向上に取り組みます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・ コンプライアンス意識の向上のために新入社員には「行動憲章」、「コンプライアンス規程」等の説明を行い周知徹底しております。また、全社ではコンプライアンス委員会主催の勉強会や同委員会による法令調査等で社内に周知徹底し、コンプライアンスに関する社内啓発を行っております。
- ・ 「内部通報規程」に基づき内部通報窓口を社内のほか社外の法律事務所にも設置し、法令違反に該当する行為の未然防止、早期発見に努めております。本規程は外部の指定登録機関（公益社団法人商事法務研究会）による一定の確認・審査を経て内部通報制度認証（「WCMS認証」）に登録されております。
なお、来年度は、令和4年6月1日に施行される改正公益通報者保護法において、常時使用する労働者数が300人を超える事業者には内部公益通報対応体制整備義務が新たに課されたことを踏まえてWCMS認証が当面休止します。
- ・ 経営全般にわたる運営管理の制度及び業務の執行状況を内部監査室において評価・検証しております。
- ・ 反社会的勢力に対する対応としては、不当要求防止責任者講習の受講のほか反社会的勢力来訪時を想定した訓練を実施し、対応体制の強化を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当期に開催された株主総会・取締役会の議事録は、添付資料とともに法令、定款、及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い紙及び電磁的媒体に記録して適切に保管・管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・年1回定期的に取り締役会で事業内容に関するリスク評価を実施し顕在化する可能性、顕在化した場合の影響、リスクへの対応策などを協議し、決議しております。
毎月の取締役会において各担当取締役より事業に関する詳細報告がなされ、取締役の間で問題・課題等を共有し、その対応策を議論しております。
- ・事業継続委員会、コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会の継続的な活動により、リスクの予防・発見・是正処置を行っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会は、中期経営計画及び年度計画を策定・承認し、達成すべき目標を明確化しております。
- ・経営に関わる重要事項につき適切な意思決定を行うため、毎月の取締役会の前に常勤取締役（監査等委員である取締役を含む。）間で、協議の機会を設定し、意思決定に先立つ協議・検討を行っております。

⑤ 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社に取締役及び監査役を派遣し、業務の適正を確保するとともに、2022年度より当社および子会社の代表取締役で構成されるグループ経営会議を実施し、より具体的な運営を進めてまいります。また、子会社統括担当は、経営企画部内で定め、子会社の経営管理及び経営指導を実施する体制を整備しております。
- ・子会社の業務についても内部監査室の内部監査対象とし、より具体的な運営を進めていきます。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査等委員会の求めに応じ、内部監査室の従業員が補助しております。
 - ・ 室長が業務管理部長を兼務しておりますが、事前に監査等委員会に意見を求めています。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 代表取締役及び業務執行取締役は、毎月開催される取締役会において、随時その担当する業務の執行について報告を行っております。
常勤の監査等委員は、取締役会のほか、月1回、他の常勤取締役とともに経営課題や運営状況等について協議を行い、取締役の業務の執行状況やコンプライアンスに関する問題点を確認し、経営監視機能の強化及び向上を図っております。
 - ・ 取締役及び従業員は、監査等委員会が定期的実施する業務及び財産の調査の際のほか、適宜行われている事業に関する報告の求めに対し、迅速かつ適切に対応しております。
 - ・ 当社は監査等委員会を内部通報窓口の一つとして定め、経営上のリスクに係る情報等を把握するよう努めております。
- ⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 「内部通報規程」に内部通報者等が相談又は通報したことのみを理由として内部通報者等に対して不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め運用しております。
通報者の匿名性を確保し、経営上のリスクに係る情報を把握する機会を拡充するため、内部通報窓口を社内のほか社外の法律事務所にも設置し、法令違反に該当する行為の未然防止、早期発見に努めております。

- ⑨ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者による監査等委員会への報告体制等
- ・当社は監査等委員会を内部通報窓口の一つとして定め、経営上のリスクに係る情報等を把握するよう努めております。子会社の取締役、監査役及び従業員が、当社の監査等委員会に直接報告することができるよう周知しております。
 - ・「内部通報規程」に内部通報者等が相談又は通報したことのみを理由として内部通報者等に対して不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め運用しております。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は処理に係る方針に関する事項
- ・通常の監査費用については、会社の事業計画及び監査等委員会の監査計画に応じて予算化されております。
- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・常勤の監査等委員は、取締役会のほか、月1回、他の常勤取締役とともに経営課題や運営状況等について協議を行っており、必要に応じその内容を監査等委員会において、他の監査等委員に報告しております。
 - ・常勤の監査等委員は、コンプライアンス委員会、内部統制委員会、情報セキュリティ委員会等へ出席し、インシデント等情報の共有を行っております。
 - ・監査等委員会は会計監査人より監査計画の説明を受けております。また監査等委員会は、会計監査後に監査結果の報告を受けるとともに情報交換等を行っております。
 - ・監査等委員会は内部監査室とも連携し、内部監査計画及び内部監査結果について定期的に報告を受けております。また常勤の監査等委員は、必要に応じ内部監査室の監査ヒアリングに立ち会っております。
- ⑫ 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制
- ・当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、内部統制委員会を組織し、全社レベル及び業務プロセスレベルの内部統制の整備・運用をするとともに、内部監査室による定期的な評価を通して継続的な業務改善を行っております。

7 | 剰余金の配当等の決定に関する方針 |

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のための内部留保を確保しつつ、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主の皆様に対する利益還元を検討することを配当の基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期につきましては、1株当たり16円00銭の期末配当を予定しております。

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	2,047,039
現金及び預金	1,388,070
売掛金及び契約資産	608,476
仕 掛 品	1,716
貯 蔵 品	219
前 払 費 用	36,857
そ の 他	11,979
貸 倒 引 当 金	△281
固 定 資 産	1,145,323
有 形 固 定 資 産	65,594
建物附属設備	24,633
工具、器具及び備品	18,585
リ ー ス 資 産	22,374
無 形 固 定 資 産	490,096
ソフトウェア	490,096
投資その他の資産	589,632
投資有価証券	12,960
関係会社株式	28,000
長期前払費用	9,679
保険積立金	278,981
敷金及び保証金	116,069
繰延税金資産	143,942
資 産 合 計	3,192,362

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	495,106
買 掛 金	59,714
リ ー ス 債 務	11,598
未 払 金	89,979
未 払 費 用	29,389
未 払 法 人 税 等	142,818
未 払 消 費 税 等	33,078
前 受 金	84,354
預 り 金	16,191
賞 与 引 当 金	25,400
そ の 他	2,581
固 定 負 債	199,742
リ ー ス 債 務	13,605
退職給付引当金	150,833
役員退職慰労引当金	35,304
負 債 合 計	694,849
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	2,497,513
資 本 金	332,715
資 本 剰 余 金	292,269
資 本 準 備 金	277,715
その他資本剰余金	14,553
利 益 剰 余 金	1,993,286
その他利益剰余金	1,993,286
繰越利益剰余金	1,993,286
自 己 株 式	△120,757
純 資 産 合 計	2,497,513
負 債 純 資 産 合 計	3,192,362

損益計算書(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,249,603
売上原価	975,056
売上総利益	1,274,547
販売費及び一般管理費	625,426
営業利益	649,120
営業外収益	
受取利息	14
受取配当金	820
保険配当金	1,183
保険事務手数料	286
保険解約益	513
補助金収入	3,000
その他	52
営業外費用	
支払利息	720
固定資産除却損	855
保険解約損	1,120
その他	1
経常利益	652,291
税引前当期純利益	652,291
法人税、住民税及び事業税	212,483
法人税等調整額	△9,074
当期純利益	448,883

株主資本等変動計算書(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	332,575	277,575	10,365	287,941	1,613,803	1,613,803	△125,655	2,108,664	2,108,664
会計方針の変更による累積的影響額									-
会計方針の変更を反映した当期首残高	332,575	277,575	10,365	287,941	1,613,803	1,613,803	△125,655	2,108,664	2,108,664
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	140	140		140				281	281
剰余金の配当					△69,400	△69,400		△69,400	△69,400
自己株式の取得							△109	△109	△109
譲渡制限付株式報酬			4,187	4,187			5,007	9,195	9,195
当 期 純 利 益					448,883	448,883		448,883	448,883
当期変動額合計	140	140	4,187	4,328	379,482	379,482	4,898	388,849	388,849
当 期 末 残 高	332,715	277,715	14,553	292,269	1,993,286	1,993,286	△120,757	2,497,513	2,497,513

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

- ・ 其他有価証券（市場価格のない株式等）
主として移動平均法による原価法を採用しております。
- ・ 子会社株式及び関連会社株式
主として移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産

- ・ 仕掛品
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8年～15年
工具、器具及び備品	4年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、クラウドサービス用のソフトウェアについては、見込収益獲得期間（3年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① クラウドサービス

登録データ数に応じた従量課金による月額利用料及び保守料であり、前者は顧客との契約に定める基準日（課金日）に履行義務が充足されると判断して収益を認識し、後者は保守期間にわたり配分することで認識しております。

② ソリューションサービス

クラウドサービスの初期コンサルティング、システム導入・運用支援、システムのカスタマイズ開発などをいい、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりです。

従来、ソリューションサービスのカスタマイズ（受注制作のソフトウェア）及びそれらに関連するコンサルティング等の業務受託（以下「カスタマイズ等」という。）は、進捗部分について成果の確実性が認められる場合は工事進行基準を適用しておりました。収益認識会計基準等の適用により、一定の期間にわたり履行義務が充足されるカスタマイズ等について、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識します。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の損益に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務が充足されるカスタマイズ等の収益認識

当年度の計算書類に計上した金額 382,947千円

当年度の計算書類に計上した金額の算出方法

一定の期間にわたり履行義務が充足されるカスタマイズ(受注制作のソフトウェア)及びそれらに関連するコンサルティング等の業務受託については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

プロジェクト完成のために必要となる作業工数及び外注費用の見積りには不確実性が伴うため、その見積総原価の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、当社の業績を変動させる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	62,592千円
(2) 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	1,728千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	13,052千円
外注費	1,308千円
営業取引以外の取引高	369千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	5,928,300株	4,200株	-株	5,932,500株

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の権利行使により4,200株の新株発行を実施したことによる増加分であります。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	144,898株	630株	5,776株	139,752株

(注) 自己株式の数の増加は、退職に伴う譲渡制限付株式報酬の566株の戻入、単元未満株式64株の買取りによるものです。自己株式の数の減少は、譲渡制限付株式報酬の給付によるものです。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	69,400千円	12円	2021年3月31日	2021年6月25日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	92,683千円	16円	2022年3月31日	2022年6月24日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資に必要な資金を主に自己資金で賄っております。資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、敷金及び保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、当該リスクについては、差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、投資有価証券は非上場株式（貸借対照表計上額12,960千円）で、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ること等ができないため、本表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額 (※)	時価 (※)	差額
(1) 敷金及び保証金	116,069千円	103,378千円	△12,691千円
(2) リース債務	(25,203)	(25,195)	△8

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）市場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
敷金及び保証金		103,378		103,378
リース債務		(25,195)		(25,195)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な利率で割引いた現在価値により算定しております。

・リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、リース債務には1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	65,389千円
退職給付引当金	46,185千円
役員退職慰労引当金	10,810千円
賞与引当金	7,777千円
減損損失	7,947千円
未払事業税	7,741千円
その他	8,900千円
繰延税金資産小計	154,752千円
評価性引当額	△10,810千円
繰延税金資産合計	143,942千円
繰延税金資産の純額	143,942千円

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の収益認識の時期別の収益の分解とサービスとの関係は次のとおりであります。

(単位：千円)

	サービス		合計
	クラウドサービス	ソリューションサービス	
顧客との契約から生じる収益	1,406,238	843,364	2,249,603
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,406,238	843,364	2,249,603

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① クラウドサービス

登録データ数に応じた従量課金による月額利用料及び保守料であり、前者は顧客との契約に定める基準日（課金日）に履行義務が充足されると判断して収益を認識し、後者は保守期間にわたり配分することで認識しております。

② ソリューションサービス

クラウドサービスの初期コンサルティング、システム導入・運用支援、システムのカスタマイズ開発などをいい、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(3) 当年度および翌年度以降の収益の金額を理解するための情報

当事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格は、収益を認識するまでの期間が1年超～2年未満のものが4,280千円、2年超～3年未満のものが3,567千円であります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	431円14銭
(2) 1株当たり当期純利益	77円52銭

11. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表の金額の千円未満は切捨て表示しています。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

プロパティデータバンク株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 裕 司
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中川 政 人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プロパティデータバンク株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の

基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

プロパティデータバンク株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 鏑木 耕三 ㊟

監査等委員 小田島 労 ㊟

監査等委員 星野 道人 ㊟

(注) 常勤監査等委員鏑木耕三、監査等委員小田島労及び監査等委員星野道人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メ 毛

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, consisting of 18 lines.

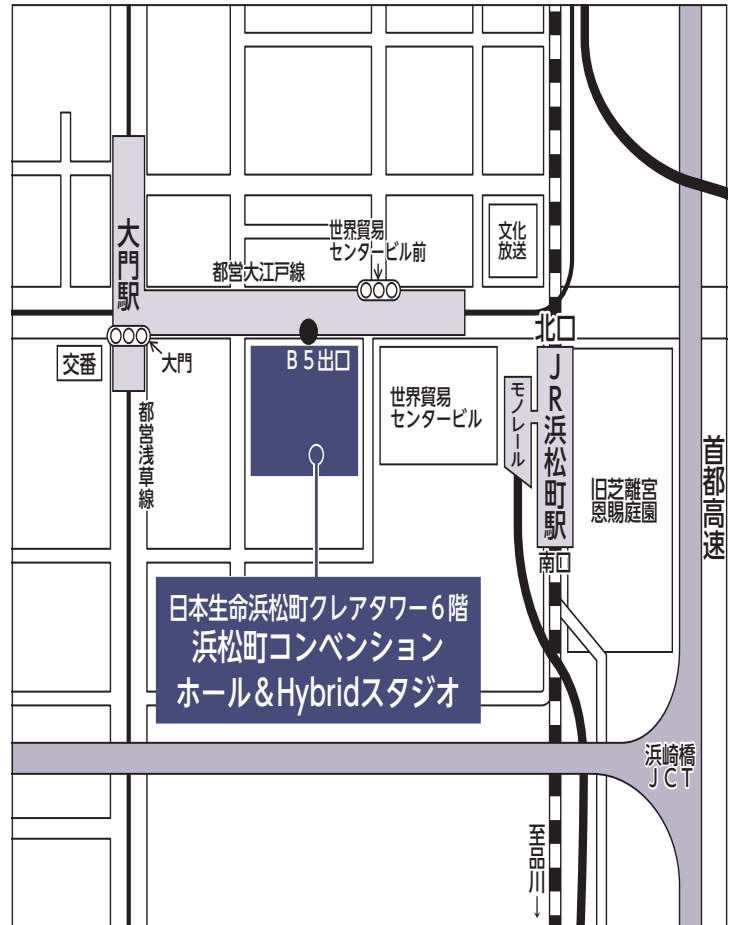
株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区浜松町二丁目3番1号
日本生命浜松町クリアタワー 6階
浜松町コンベンションホール&Hybridスタジオ
会議室1
連絡先 03-5777-3468 (当社代表電話)

交通

- JR山手線・京浜東北線/東京モノレール
浜松町駅 北口より 徒歩約2分
- 都営浅草線・大江戸線
大門駅 B5番出口より 直結



新型コロナウイルスの感染が広まっております。本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。